

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>Ⅱ－３ 業務の適切性</p> <p>（中略）</p> <p>Ⅱ－３－２ 利用者保護等</p> <p>Ⅱ－３－２－１ 与信取引等（貸付契約並びにこれに伴う担保・保証契約及びデリバティブ取引）に関する顧客への説明態勢</p> <p>Ⅱ－３－２－１－１ 意義 （略）</p> <p>Ⅱ－３－２－１－２ 主な着眼点</p> <p>（１）（略）</p> <p>（２）契約時点等における説明 以下の事項について、社内規則等を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該社内規則に基づいて業務が運営されるための十分な体制が整備されているか検証する。</p> <p>① 商品又は取引の内容及びリスク等に係る説明 契約の意思形成のために、顧客の十分な理解を得ることを目的として、必要な情報を的確に提供することとしているか。</p>	<p>Ⅱ－３ 業務の適切性</p> <p>（中略）</p> <p>Ⅱ－３－２ 利用者保護等</p> <p>Ⅱ－３－２－１ 与信取引等（貸付契約並びにこれに伴う担保・保証契約及びデリバティブ取引）に関する顧客への説明態勢</p> <p>Ⅱ－３－２－１－１ 意義 （略）</p> <p>Ⅱ－３－２－１－２ 主な着眼点</p> <p>（１）（略）</p> <p>（２）契約時点等における説明 以下の事項について、社内規則等を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該社内規則に基づいて業務が運営されるための十分な体制が整備されているか検証する。</p> <p>① 商品又は取引の内容及びリスク等に係る説明 契約の意思形成のために、顧客の十分な理解を得ることを目的として、必要な情報を的確に提供することとしているか。</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>なお、検証に当たっては、特に以下の点に留意する。</p> <p>イ. ～ハ. (略)</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>三. (略)</p> <p>ホ. 経営者以外の第三者との間で個人連帯保証契約を締結する場合（<u>Ⅱ－10参照</u>）には、契約者本人の経営への関与の度合いに留意し、原則として、経営に実質的に関与していない場合であっても保証債務を履行せざるを得ない事態に至る可能性があることについての特段の説明を行うこととしているか。併せて、保証人から説明を受けた旨の確認を行うこととしているか。（注）（略）</p> <p>ハ. (略)</p> <p>ト. (略)</p> <p>② 契約締結の客観的合理的理由の説明 顧客から説明を求められたときは、事後の紛争等を未然に防止する</p>	<p>なお、検証に当たっては、特に以下の点に留意する。</p> <p>イ. ～ハ. (略)</p> <p><u>二. 経営者等との間で保証契約を締結する場合には、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、以下の点について、主債務者と保証人に対して丁寧かつ具体的に説明を行うこととしているか（Ⅱ－10－2参照）。</u></p> <p><u>a. 保証契約の必要性</u></p> <p><u>b. 原則として、保証履行時の履行請求は、一律に保証金額全額に対して行うものではなく、保証履行時の保証人の資産状況等を勘案した上で、履行の範囲が定められること</u></p> <p><u>c. 経営者保証の必要性が解消された場合には、保証契約の変更・解除等の見直しの可能性があること</u></p> <p>ホ. (略)</p> <p>ハ. 経営者以外の第三者との間で個人連帯保証契約を締結する場合（<u>Ⅱ－11参照</u>）には、契約者本人の経営への関与の度合いに留意し、原則として、経営に実質的に関与していない場合であっても保証債務を履行せざるを得ない事態に至る可能性があることについての特段の説明を行うこととしているか。併せて、保証人から説明を受けた旨の確認を行うこととしているか。（注）（略）</p> <p>ト. (略)</p> <p>チ. (略)</p> <p>② 契約締結の客観的合理的理由の説明 顧客から説明を求められたときは、事後の紛争等を未然に防止する</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>ため、契約締結の客観的合理的理由についても、顧客の知識、経験等に応じ、その理解と納得を得ることを目的とした説明を行う態勢が整備されているか。</p> <p>なお、以下のイ. からハ. の検証に関しては、各項に掲げる事項について顧客から求められれば説明する態勢が整備されているかに留意する。</p> <p>イ. (略)</p> <p>ロ. (略)</p> <p>ハ. 保証契約</p> <p>保証人の立場及び財産の状況、主債務者や他の保証人との関係等を踏まえ、当該保証人との間で保証契約を締結する客観的合理的理由</p> <p>a. 根保証契約については、設定する極度額及び元本確定期日について、主債務者との取引状況や今後の取引見通し、保証人の財産の状況を踏まえた契約締結の客観的合理的理由</p> <p>b. 経営者以外の第三者との間で個人連帯保証契約を締結する場合には、「経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行を確立」するとの観点に照らし、必要に応じ、「信用保証協会における第三者保証人徴求の原則禁止について」における考え方にも留意しつつ（Ⅱ－１０－２（１）参照）、当該第三者と保証契約を締結する客観的合理的理由。</p> <p>c. 経営者等に保証を求める場合には、<u>家計と経営が未分離であることや、財務諸表の信頼性に問題があるような中小企業の場合、</u></p>	<p>ため、契約締結の客観的合理的理由についても、顧客の知識、経験等に応じ、その理解と納得を得ることを目的とした説明を行う態勢が整備されているか。</p> <p>なお、以下のイ. からハ. の検証に関しては、各項に掲げる事項について顧客から求められれば説明する態勢 <u>（ハ. の検証にあつては、保証契約を締結する場合に説明する態勢）</u> が整備されているかに留意する。</p> <p>イ. (略)</p> <p>ロ. (略)</p> <p>ハ. 保証契約</p> <p>保証人の立場及び財産の状況、主債務者や他の保証人との関係等を踏まえ、当該保証人との間で保証契約を締結する客観的合理的理由</p> <p>a. 根保証契約については、設定する極度額及び元本確定期日について、主債務者との取引状況や今後の取引見通し、保証人の財産の状況を踏まえた契約締結の客観的合理的理由</p> <p>b. 経営者以外の第三者との間で個人連帯保証契約を締結する場合には、「経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行を確立」するとの観点に照らし、必要に応じ、「信用保証協会における第三者保証人徴求の原則禁止について」における考え方にも留意しつつ（Ⅱ－１１－２（１）参照）、当該第三者と保証契約を締結する客観的合理的理由。</p> <p>c. 経営者等に保証を求める場合には、「<u>経営者保証に関するガイドライン</u>」に基づき（Ⅱ－１０－２参照）、当該経営者等と保証</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p><u>「経営者の個人保証には、企業の信用補完且つ経営に対する規律付けという機能が認められる」とされる一方、代表者であるということをもって一律に保証を求めることについて様々な批判があることを踏まえ、当該経営者と保証契約を締結する客観的合理的理由</u></p> <p>③・④（略）</p> <p>（３）貸付けに関する基本的な経営の方針（クレジットポリシー等）との整合性</p> <p>与信取引面における説明態勢については、各銀行の貸付けに関する基本的な経営の方針（クレジットポリシー等）との整合性についても検証する必要がある。</p> <p>その際、例えば以下の点に留意する。</p> <p>① 健全な融資慣行の確立と担保・保証に過度に依存しない融資の促進の観点</p> <p>健全な融資慣行は必ずしも担保・保証に頼ることではなく、貸付けは、借り手の経営状況、資金使途、回収可能性等を総合的に判断して行うものであることを認識し、また、「事業からのキャッシュフローを重視し、担保・保証に過度に依存しない融資の促進を図る」、「経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行を確立する」<u>（Ⅱ－１０参照）</u>との観点から、経営の方針としてどのように対応しようとしており、当該方針が実際の説明態勢にどのように反映されているか。</p>	<p>契約を締結する客観的合理的理由</p> <p>③・④（略）</p> <p>（３）貸付けに関する基本的な経営の方針（クレジットポリシー等）との整合性</p> <p>与信取引面における説明態勢については、各銀行の貸付けに関する基本的な経営の方針（クレジットポリシー等）との整合性についても検証する必要がある。</p> <p>その際、例えば以下の点に留意する。</p> <p>① 健全な融資慣行の確立と担保・保証に過度に依存しない融資の促進の観点</p> <p>健全な融資慣行はできる限り担保・保証に頼ることなく、貸付けは、借り手の経営状況、資金使途、回収可能性等を総合的に判断して行うものであることを認識し、また、「事業からのキャッシュフローを重視し、担保・保証に過度に依存しない融資の促進を図る」、「<u>経営者保証に依存しない融資の一層の促進を図る</u>」（Ⅱ－１０－２参照）、「経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行を確立する」<u>（Ⅱ－１１参照）</u>との観点から、経営の方針としてどのように対応しようとしており、当該方針が実際の説明態</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>②（略）</p> <p>（４）・（５）（略）</p> <p>（６）取引関係の見直し等の場合の対応</p> <p>借手企業との取引関係の見直し等を行う場合の対応については、銀行の営業上の判断に即した本来の説明を的確に行う態勢が整備されることが必要であり、その際、金融検査や金融検査マニュアル等を口実とするなどの不適切な説明が行われないよう留意することが必要である。</p> <p>このため、下記の①から③の場合において、それぞれ下記のような適切な説明態勢が整備されているかどうかについて検証するものとする。</p> <p>① 契約締結後の金利の見直し、返済条件の変更、担保追加設定・解除等の場合</p> <p>これまでの取引関係や、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえ、Ⅱ－３－２－１－２（２）（契約時点等における説明）と基本的に同様に、顧客の理解と納得を得ることを目的とした説明態勢が整備されているか。</p>	<p>勢にどのように反映されているか。</p> <p>②（略）</p> <p>（４）・（５）（略）</p> <p>（６）取引関係の見直し等の場合の対応</p> <p>借手企業との取引関係の見直し等を行う場合の対応については、銀行の営業上の判断に即した本来の説明を的確に行う態勢が整備されることが必要であり、その際、金融検査や金融検査マニュアル等を口実とするなどの不適切な説明が行われないよう留意することが必要である。</p> <p>このため、下記の①から③の場合において、それぞれ下記のような適切な説明等の対応を行う態勢が整備されているかどうかについて検証するものとする。</p> <p>① 契約締結後の金利の見直し、返済条件の変更、<u>保証契約の見直し</u>、担保追加設定・解除等の場合</p> <p>これまでの取引関係や、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえ、Ⅱ－３－２－１－２（２）（契約時点等における説明）と基本的に同様に、顧客の理解と納得を得ることを目的とした説明態勢が整備されているか。</p> <p>特に、<u>借手企業の事業承継時においては、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、必要な情報開示を得た上で、保証契約の必要性等について改めて検討するとともに、その結果、保証契約を締結する場合には、保証契約の必要性等について主債務者及</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>②（略）</p> <p>③ 延滞債権の回収（担保処分及び個人保証の履行請求によるものを含む。）、債権譲渡、企業再生手続（法的整理・私的整理）及び債務者や保証人の個人再生手続等の場合</p> <p>イ. これまでの取引関係や、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的に応じ、かつ、法令に則り、一連の各種手続を段階的かつ適切に執行する態勢が整備されているか。</p> <p>例えば、経営者以外の第三者の保証人個人に保証債務の履行を求める場合は、基本的に保証人が主債務者の状況を当然には知り得る立場にないことに留意し、事後の紛争等を未然に防止するため、必要に応じ、一連の各種手続について正確な情報を提供する等適切な対応を行う態勢となっているか（Ⅱ－１０－２（２）参照）。</p> <p>ロ.（略）</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p><u>び後継者に対して丁寧かつ具体的な説明を行う態勢が整備されているか。</u></p> <p><u>また、前経営者から保証契約の解除を求められた場合には、前経営者が引き続き実質的な経営権・支配権を有しているか否か、当該保証契約以外の手段による既存債権の保全の状況、法人の資産・収益力による借入返済能力等を勘案しつつ、保証契約の解除についての適切な判断を行う態勢が整備されているか（Ⅱ－１０－２参照）。</u></p> <p>②（略）</p> <p>③ 延滞債権の回収（担保処分及び個人保証の履行請求によるものを含む。）、債権譲渡、企業再生手続（法的整理・私的整理）及び債務者や保証人の個人再生手続等の場合</p> <p>イ. これまでの取引関係や、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的に応じ、かつ、法令に則り、一連の各種手続を段階的かつ適切に執行する態勢が整備されているか。</p> <p>例えば、経営者以外の第三者の保証人個人に保証債務の履行を求める場合は、基本的に保証人が主債務者の状況を当然には知り得る立場にないことに留意し、事後の紛争等を未然に防止するため、必要に応じ、一連の各種手続について正確な情報を提供する等適切な対応を行う態勢となっているか（Ⅱ－１１－２（２）参照）。</p> <p>ロ.（略）</p> <p>ハ. <u>特に経営者保証における保証債務の履行に際しては、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、保証人の手元に残すことのできる残存資産の範囲について、必要に応じ支援専門家とも連携しつつ、保証人の履行能力、経営者たる保証人の経営責任や信頼性、破産手続</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>ハ. (略)</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>Ⅱ-3-2-1-3 監督手法・対応</p> <p>(中略)</p> <p>Ⅱ-4 金融仲介機能の発揮</p> <p>Ⅱ-4-1 基本的役割</p> <p>金融機関は、中小企業（小規模事業者を含む。以下Ⅱ-5までに同じ。）や住宅ローン借入者など個々の借り手の状況をきめ細かく把握し、他業態も含め関係する他の金融機関等と十分連携を図りながら、円滑な資金供給（新規の信用供与を含む。以下同じ。）や貸付けの条件の変更等（注1）に努めることが求められる。</p> <p>特に、金融機関は、株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号）第64条の規定（注2）の趣旨を十分に踏まえ、地域経済の活性化及び地域における金融の円滑化などについて、適切かつ積極的な取組みが求められることに留意する必要がある。</p>	<p><u>における自由財産の考え方との整合性等を総合的に勘案して決定する態勢となっているか（Ⅱ-10-2参照）。</u></p> <p>三. (略)</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>Ⅱ-3-2-1-3 監督手法・対応</p> <p>(中略)</p> <p>Ⅱ-4 金融仲介機能の発揮</p> <p>Ⅱ-4-1 基本的役割</p> <p>金融機関は、中小企業（小規模事業者を含む。以下Ⅱ-5までに同じ。）や住宅ローン借入者など個々の借り手の状況をきめ細かく把握し、他業態も含め関係する他の金融機関等と十分連携を図りながら、円滑な資金供給（新規の信用供与を含む。以下同じ。）や貸付けの条件の変更等（注1）に努めることが求められる。</p> <p>特に、金融機関は、株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号）第64条の規定（注2）の趣旨を十分に踏まえ、地域経済の活性化及び地域における金融の円滑化などについて、適切かつ積極的な取組みが求められることに留意する必要がある。</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>このような観点から、金融機関は、資金供給者としての役割のみならず、顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮を通じて、中小企業をはじめとする顧客企業の経営改善等に向けた取組みを最大限支援していくことも求められる（顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮については、Ⅱ－５－２－１を参照）。</p> <p>（注１）「貸付けの条件の変更等とは、貸付けの条件の変更、旧債の借換え、DES（デット・エクイティ・スワップ）その他の債務の弁済に係る負担の軽減に資する措置をいう。</p> <p>（注２）株式会社地域経済活性化支援機構法第64条では、「機構及び金融機関等は、事業者の事業の再生又は地域経済の活性化に資する事業活動を支援するに当たっては、地域における総合的な経済力の向上を通じた地域経済の活性化及び地域における金融の円滑化に資するよう、相互の連携に努めなければならない。」とされている。</p>	<p>このような観点から、金融機関は、資金供給者としての役割のみならず、顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮を通じて、中小企業をはじめとする顧客企業の経営改善等に向けた取組みを最大限支援していくことも求められる（顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮については、Ⅱ－５－２－１を参照）。</p> <p><u>また、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、経営者保証に依存しない融資の一層の促進を図るとともに、「経営者保証に関するガイドライン」で示された合理性が認められる保証契約の在り方に基づく対応を行っていくことが必要である（Ⅱ－１０－２参照）。</u></p> <p>（注１）「貸付けの条件の変更等とは、貸付けの条件の変更、旧債の借換え、DES（デット・エクイティ・スワップ）その他の債務の弁済に係る負担の軽減に資する措置をいう。</p> <p>（注２）株式会社地域経済活性化支援機構法第64条では、「機構及び金融機関等は、事業者の事業の再生又は地域経済の活性化に資する事業活動を支援するに当たっては、地域における総合的な経済力の向上を通じた地域経済の活性化及び地域における金融の円滑化に資するよう、相互の連携に努めなければならない。」とされている。</p>
<p>Ⅱ－４－２ 主な着眼点</p> <p>上記の基本的な役割を踏まえ、各金融機関が金融仲介機能を組織全体として継続的に発揮するための態勢整備の状況も含め、各金融機関の取組み状況を検証することが必要である。このため、以下の着眼点に基づき検証してい</p>	<p>Ⅱ－４－２ 主な着眼点</p> <p>上記の基本的な役割を踏まえ、各金融機関が金融仲介機能を組織全体として継続的に発揮するための態勢整備の状況も含め、各金融機関の取組み状況を検証することが必要である。このため、以下の着眼点に基づき検証してい</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>く（顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮に関する着眼点は、Ⅱ－５－３を参照）。</p> <p>（１）略</p> <p>（２）略</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p>（中略）</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>く（顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮に関する着眼点は、Ⅱ－５－３を参照）。</p> <p>（１）略</p> <p>（２）略</p> <p><u>（３）停止条件又は解除条件付保証契約、ＡＢＬ、金利の一定の上乗せ等の</u> <u>経営者保証の機能を代替する融資手法のメニューの充実を図るよう努め</u> <u>ているか。</u></p> <p><u>（４）法人個人の一体性の解消が図られている、あるいは、解消等を図ろう</u> <u>としている主債務者が資金調達を要請した場合において、「経営者保証</u> <u>に関するガイドライン」に基づき、主債務者の経営状況、資金使途、回</u> <u>収可能性等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性、</u> <u>（３）のような代替的な融資手法を活用する可能性について、検討する</u> <u>よう努めているか。</u></p> <p>（中略）</p> <p><u>Ⅱ－１０ 「経営者保証に関するガイドライン」の融資慣行としての浸透・</u> <u>定着等</u></p> <p><u>Ⅱ－１０—１ 意義</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p><u>中小企業・小規模事業者等（以下「中小企業」という。）の経営者による個人保証（以下「経営者保証」という。）には、中小企業の経営への規律付けや信用補完として資金調達の円滑化に寄与する面がある一方、経営者による思い切った事業展開や創業を志す者の起業への取組み、保証後において経営が窮境に陥った場合における早期の事業再生を阻害する要因となっているなど、企業の活力を阻害する面もあり、経営者保証の契約時及び履行時等において様々な課題が存在する。</u></p> <p><u>こうした状況に鑑み、中小企業の経営者保証に関する中小企業、経営者及び金融機関による対応についての自主的自律的な準則として「経営者保証に関するガイドライン」（平成25年12月5日「経営者保証に関するガイドライン研究会」により公表。以下「ガイドライン」という。）が定められた。</u></p> <p><u>このガイドラインは、経営者保証における合理的な保証契約の在り方等を示すとともに主たる債務の整理局面における保証債務の整理を公正かつ迅速に行うための準則であり、中小企業団体及び金融機関団体の関係者が中立公平な学識経験者、専門家等と共に協議を重ねて策定したものであって、主債務者、保証人及び対象債権者によって、自発的に尊重され、遵守されることが期待されている。</u></p> <p><u>金融機関においては、経営者保証に関し、ガイドラインの趣旨や内容を十分に踏まえた適切な対応を行うことにより、ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくことが求められている。</u></p> <p>Ⅱ－１０－２ 主な着眼点</p> <p>（１）経営陣は、ガイドラインを尊重・遵守する重要性を認識し、主導性を</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p><u>十分に発揮して、経営者保証への対応方針を明確に定めているか。また、ガイドラインに示された経営者保証の準則を始めとして、以下のような事項について職員への周知徹底を図っているか。</u></p> <p>① <u>経営者保証に依存しない融資の一層の促進（法人と経営者との関係の明確な区分・分離が図られている等の場合における、経営者保証を求めない可能性等の検討を含む。）</u></p> <p>② <u>経営者保証の契約時の対応（適切な保証金額の設定を含む。）</u></p> <p>③ <u>既存保証契約の適切な見直し（事業承継時の対応を含む。）</u></p> <p>④ <u>保証債務の整理に関する対応（経営者の経営責任の在り方、残存資産の範囲及び保証債務の一部履行後に残存する保証債務の取扱いを含む。）</u></p> <p>⑤ <u>その他（ガイドラインにより債務整理を行った保証人に関する情報の取扱いを含む。）</u></p> <p><u>（2）ガイドラインに基づく対応を適切に行うための社内規程やマニュアル、契約書の整備、本部による営業店支援態勢の整備等、必要な態勢の整備に努めているか。</u></p> <p><u>（3）主債務者、保証人からの経営者保証に関する相談に対して、適切に対応できる態勢が整備されているか。</u></p> <p><u>（4）停止条件又は解除条件付保証契約、ABL等の経営者保証の機能を代替する融資手法のメニューの充実及び顧客への周知に努めているか。</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p><u>（５）主債務者たる中小企業等から資金調達の要請を受けた場合には、当該企業の経営状況等を分析した上で、法人個人の一体性の解消等が図られているか、あるいは、解消を図ろうとしているかを検証するとともに、検証の結果、一体性の解消が図られている等と認められる場合は、経営者保証を求めない可能性等を債務者の意向も踏まえた上で検討する態勢が整備されているか。</u></p> <p><u>（６）保証債務の整理に当たっては、ガイドラインの趣旨を尊重し、関係する他の金融機関、外部専門家（公認会計士、税理士、弁護士等）及び外部機関（中小企業再生支援協議会等）と十分連携・協力するよう努めているか。</u></p> <p><u>（７）定期的かつ必要に応じ、内部監査等を実施することにより、ガイドラインに基づく対応が適切に行われていることを確認しているか。また、当該監査等の結果を踏まえ、必要に応じて態勢の改善・充実を図るなど、監査等を有効に活用する態勢が整備されているか。</u></p> <p><u>Ⅱ－１０－３ 監督手法・対応</u></p> <p><u>金融機関による上記の取組みについては、「主債務者、保証人及び対象債権者がガイドラインに基づく対応に誠実に協力することによって継続的かつ良好な信頼関係が構築・強化されるとともに、各ライフステージにおける中小企業や創業を志す者の取組意欲の増進が図られ、ひいては中小企業金融の実務の円滑化を通じて中小企業等の活力が一層引き出され、日本経済の活性</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>II-10 経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行の確立等</p> <p>II-10-1 意義（略）</p> <p>II-10-2 主な着眼点</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 保証履行時における保証人の履行能力等を踏まえた対応の促進 保証人（個人事業主たる主債務者を含む。）に保証債務（当該主債務者の債務を含む。）の履行を求める場合には、上記意義にある指摘に鑑み、保証債務弁済の履行状況及び保証債務を負うに至った経緯などその</p>	<p><u>化に資するよう、金融機関等による積極的な活用を通じて、本ガイドラインが融資慣行として浸透・定着していくことが重要」との政策趣旨に鑑み、適切に取り組む必要がある。</u></p> <p><u>こうした取組態勢や取組状況を踏まえ、監督上の対応を検討することとし、内部管理態勢の実効性等に疑義が生じた場合には、必要に応じ、報告（法第 24 条に基づく報告を含む。）を求めて検証し、業務運営の適切性、健全性に問題があると認められれば、法第 24 条に基づき報告を求め、又は、重大な問題があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出するものとする。</u></p> <p>II-11 経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行の確立等</p> <p>II-11-1 意義（略）</p> <p>II-11-2 主な着眼点</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 保証履行時における保証人の履行能力等を踏まえた対応の促進 保証人（個人事業主たる主債務者を含む。）に保証債務（当該主債務者の債務を含む。）の履行を求める場合には、上記意義にある指摘に鑑み、保証債務弁済の履行状況及び保証債務を負うに至った経緯などその</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>責任の度合いに留意し、保証人の生活実態を十分に踏まえて判断される各保証人の履行能力に応じた合理的な負担方法とするなど、きめ細かな対応を行う態勢となっているか。</p> <p>(注) II-3-2-1-2 (1)、(2)、(3)、(6)、(7) も参照のこと。</p> <p><u>II-10-3</u> 監督手法・対応 (略)</p>	<p>責任の度合いに留意し、保証人の生活実態を十分に踏まえて判断される各保証人の履行能力に応じた合理的な負担方法とするなど、きめ細かな対応を行う態勢となっているか。</p> <p><u>また、第三者の個人連帯保証の保証履行時等においても、「経営者保証に関するガイドライン」は適用され得るとの点に留意し、必要に応じ、ガイドラインの活用を検討し、ガイドラインに基づく対応を行う態勢となっているか (II-10-2 参照)。</u></p> <p>(注) II-3-2-1-2 (1)、(2)、(3)、(6)、(7) も参照のこと。</p> <p><u>II-11-3</u> 監督手法・対応 (略)</p>